

令和5年度 第5回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年8月14日(月)午後2時00分から4時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (1人)

24番 勝又保明君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について  
報 第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について  
議案第21号 農業用施設証明願の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案  
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 (田代 欣三)

## 会議の概要

- 事務局      ただ今から令和5年度第5回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長          --会長挨拶--
- 事務局      ありがとうございました。  
                 本日の出席の報告ですが、議席番号24番 勝又保明委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。  
                 会長よろしく願いいたします。
- 会長          これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。
- 会長          日程3 議事録署名人の指名ですが、4番 立道和策委員、6番 勝又政昭委員よろしく願います。
- 会長          日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長          日程5 農地法に関する報告事項に入ります。  
                 報第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局      議案書の1ページをお願いします。  
                 報第10号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年8月14日報告。今月の4条の届出は1件です。  
  
                 (番号1について内容の読み上げ)  
  
                 以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長          ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
                 (質問、意見等 なし)
- 会長          報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
- 会長          続きまして、報第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第11号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年8月14日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第19号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年8月14日提出。今月の3条許可申請件数は3件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 98 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 2,339 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 2,912 m<sup>2</sup>

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1及び2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

17番委員

整理番号1につきまして、調査日は令和5年8月6日です。

申請行為については、本人が申請したものに間違いはありません。

権利の移転等の内容については、経営規模拡大のためと申請地が譲受人の自宅のすぐ裏であるため、購入を決めたとのこと。新東名が通って買収された後に残った土地であり面積は90㎡程度だということです。

効率的利用については、申請地は自宅の裏にあり野菜を栽培していくとのこと。必要な農機具は揃っており家族4人が従事するため問題ありません。

耕作管理計画ですが、野菜を作付する計画です。

転貸し等はありません。

地域との調和ですが、問題ないと思います。

整理番号2につきまして、調査日は令和5年8月6日です。

申請行為については、本人が申請したものに間違いはありません。

権利移転の内容については、譲受人は農業経営の規模拡大を目指しており、今回の取得は意にかなっていると思われ。ます。

効率的利用については、譲受人は現在も稲作をしており、今後も父、母、息子夫婦と経営していきたいということです。

耕作管理計画については、水稻を作付け予定です。

転貸しについてはありません。

地域との調和ですが、部農会に入っており、経営面積が1町歩位になり、機械も揃っており問題はございません。

以上よろしくお願ひします。

会長

続きまして、番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

4番委員

調査日は令和5年8月6日です。現地にて双方立会いのもと調査をさせていただきました。

申請行為については、本人が申請したものであり、間違いございません。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲渡人の夫と、譲受人の父親の間に生前に売買の約束があったということがございます。譲受人は、譲受人の祖父の代から譲渡人の土地を三代にわたって借り受けていたということです。

農地の利用につきましては、取得する農地は自宅から3mほどで、自宅の道向かいで地続きです。農作業従事者は本人夫婦と母親の計3名で、農作業に従事しています。農機具につきましては、田植え機、トラクター、耕運機を所有しています。現在所有する農地は水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても水田として利用するそうです。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は、田として活用しており、今後も水稻を作付けする予定とのこと。でございます。

転貸しについては、ございません。

地域との調和でございますが、今回権利を移転しようとする農地は、これまで水田で利用されており、また今後も水田として利用するため、今回の権利移転により周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、農薬の使用方法については、地域の基準に従うということでございます。

その他のコメントとしまして、現地の農地利用については、地元の取り決めに遵守し農作業を行うとのことでございます。

以上、調査報告させていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第20号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年8月14日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 915 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による資材置場です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,618 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員

調査日は令和5年8月5日です。譲受人に電話連絡したところ、長期出張で不在のため事務員の方に内容確認をしました。譲渡人については自宅に行きまして、娘さんと一緒

に現地で場所を確認しながら、内容確認をしました。

申請人双方とも、申請行為については本人が申請したものであり内容に間違いはございません。

転用理由ですが、譲受人は会社事業拡大のため、現在の資材置場では手狭になったため申請地を取得したいとのことです。又譲渡人は今年ご主人が亡くなり農業の後継者がいないことから、この契約となりました。

資金につきましては、自己資金で対応するとのことです。

他の権利設定はございません。

転用時期については、許可後に着工したいとのことです。

他法令についても、事前協議が済んでおり許可見込みとの回答を得ているとのことです。

転用面積は、事業目的から考えて適正であると考えます。

付近の土地への被害防除策を講じますが、万一被害が発生した場合は、当方で対処するとのことです。

以上です。よろしく申し上げます。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和5年8月6日です。譲渡人とは現地で調査を行いました。譲受人は、出張中ということで、電話での調査という形にさせていただきました。

申請行為についてですが、本人が申請したもので、間違いはないということです。

転用理由ですが、譲渡人はそれぞれが高齢になり、後継者もなく遊休化した農地を活用することを考えており、太陽光発電設備として転用するものでやむを得ないということで話をしました。

資金の関係ですが、20年の賃貸借になるようですが、20年後の撤去費を含めて確保されているという話です。

他の権利者の同意については、他の権利を有する者はおりません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工したいということです。

他法令の関係につきましては、特にないということでした。

転用面積については、事業の目的から見てやむを得ないと考えます。

周辺への影響関係については、支障をきたすおそれはないが、万が一影響がでた場合は、責任を持って対応するとのことです。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

一点よいですか。こちらは太陽光ですが、下で何か作る計画はないのですか。例えばお茶、サカキをやるわけではなく、完全に太陽光ですか。

19番委員 通常の野立て太陽光です。

会長 転用内容に宅地を含むとありますが、どこかに宅地がありますか。

19番委員 敷地の道路沿いの三角の土地がありますが、それ以外は全部畑です。

会長 ありがとうございました。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に議案第21号 農業用施設証明願の決定について 事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお願いします。  
議案第21号 次のとおり、農地法施行規則第29条第1号の規定による施設である旨の証明願が提出されたので委員会の決定に附す。令和5年8月14日提出。今月の農業用施設証明願は1件です。  
農業用施設証明願につきましては200㎡未満の農地を農作物の育成等を目的とした農業用倉庫を設置するために転用する場合は、許可不要という取扱いがありまして、農業委員会が証明を発行するにあたり、議案として提出するものです。

番号1(議案書の内容読み上げ) 田 199.47㎡  
農機具収納場所確保のため、農業用倉庫1棟を設置するものであります。  
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

31番委員 調査日は令和5年8月5日、調査場所は現地で申請者人に立ち会ってもらいました。  
申請書の記載事項ですが、いずれも正当で問題はありません。記名・押印は適正であります。耕作につきましては、何ら問題ありません。  
施設証明については、農地転用はやむを得ないと考えます。周囲に悪影響はありません。転売等のおそれもありません。



調査結果ですが、現在の倉庫では農業用機械や肥料、収穫した米等の保管に不足が生じているものですから、自宅に隣接する農地に倉庫を建設し、今後も効率よく農業を行いたいとのことです。自宅から約3分の所に田があります。

以上で調査報告を終了します。何卒ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。  
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第22号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年8月14日提出。

議案書8ページの議案第22号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が8月15日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が5件で、合計面積は16,390㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,211㎡

番号2～3 (議案書の内容読み上げ) 3筆 7,572㎡

番号4～5 (議案書の内容読み上げ) 4筆 6,607㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

無いようなので、採決に入りたいと思います  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局長

(連絡事項)

1. 漬物製造等事業継続支援補助金について（水かけ菜等）  
今日お配りしたパンフレットをお出してください。  
(内容説明)

事務局

2. 農地利用状況調査（タブレット）操作方法説明動画の公開のお知らせ
3. 東部地区農地利用最適化推進研修会の延期について
4. 農地法第3条 許可要件について  
(内容説明)

地域計画をこれから作成するにあたりまして、様々な制約が追加されましたので説明させていただきました。

何か疑問等ございましたら、お願いいたします。

7番委員

これから、10月、11月に地域計画の会合が開かれると思いますが、今2ページ目にある目標地図に位置付けられないもの以外は農地を取得できないということで、誰がどこでやるとか、代が変わった時には名義が変わるとか、これから先、こんなことまで決めてしまっているのか。国が決めたことだろうけど、この条件で話し合いをするのは、非常に悩ましいです。10月末になったら目標地図に名前が載っていない人は、農地を取得できないということでしょう。これから話し合いをするのですが、農地を取得できないという文言が出てきて、どう進めていくか不安です。

事務局

地域計画は策定区域がございますので、基本的には青地を原則としてそれ以外の農地につきましても、地主さんとの同意を得られたものを区域に入れ、担い手を載せていきたいと考えておりますので、市内全ての農地の耕作者を位置付けるものではないということです。計画自体の変更も例えば年に1回とか、行うこととされていますので、耕作者の変更が生じる際にはそれらを加味し慎重に審議していきたいと考えます。

7番委員

私は、ある人から農地を譲ってほしいという案件がありまして、あまりにも安いので売れないということで、代替地を使わせてほしいという案件があります。その面積が4反部、小分けで2反部と2反部、なかなか一か所で4反部という農地が見付からなくて10年近く経っています。こういう案件を抱えている人にとって、地域が違うところは地域計画では全然関わらないということでしょう。担い手も関係のある地区以外の話し合いには出ないということなので。

非常に今回の法律改正がわかりません。そういう状況でありますから、どうやって決

めていくのか。

事務局

そういった場合、一番は、地域の話合いの場にご参加していただくことが望ましいことかと思いますが、なかなかそうはいかないこともあるかと思いますが、事前に事務局までご相談いただきまして、先ほど話しましたが計画の変更の際に対応できればと考えております。

4番委員

国籍を求める目的は何ですか。

何で国籍を書くのですかと質問されたら、どう答えますか。

事務局

2週間ぐらい前に法改正が示されたばかりですので、詳細については今後になるかと思えます。

国籍に関しましては、資料の5ページに示されておりますとおり、国籍等の把握を目的したものであり、許可要件になる訳ではないということです。申請者の方に対してはご理解を求める形になるかと思えます。

会長

地域計画は随時変更できますか。

事務局

1ヶ月、2ヶ月で変更するというのは、難しいと思います。

事務局長

青地、白地の区域があって、青地を除外するのは、かなり難しい。新たに地域計画として担い手を貼り付けていく作業は、なかなか大変な作業ですが、それをやっていくこととなります。まずは現況地図をどこまで飛躍できるか難しいところはありますが、アンケートで意向を聞いて、皆さんと相談して区域の考え方等を決め、計画を作らないといけないので、ご理解をいただいて随時情報を提供させてもらいながら、皆さんと進めてまいりたいのでご協力をお願いいたします。

事務局

ほかにありますでしょうか。

5. 地域計画の協議の場（日程等）について
6. 連絡網について
7. 先進地活動事例（愛知県豊田市の農業委員会の目標地図素案作成の取組み）の紹介並びに協議

何か感想等ございましたらお願いいたします。

2番委員

目標地図の作成については、県内の進み具合はどんな感じですか。御殿場は遅れているのか、みんな同じようなものか、どうですか。

事務局

詳しいことはわかりませんが、西の一部の地域では盛んですが、他は御殿場と同じでこれからと思われれます。

会長

御殿場の方も進んでいます。遠州は進んでいます。特に愛知県は進んでいます。静岡県でも中部から東の方が遅れているが、御殿場市はその中でも研修やある程度日程が決まっているので、早い方ではないでしょうか。近隣の市は改選もあったので、遅れています。

事務局

続きます

8. 農業会議情報のご案内

9. 次回総会 9月12日(火) 午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上です。

事務局長

長時間にわたりありがとうございました。全体を通してご質問等ありますか。それでは令和5年度第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 4番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 6番 \_\_\_\_\_